

副本

令和7年(ネ)第3310号 懲罰取消等請求控訴事件

控訴人 八木橋 健太郎

被控訴人 国

証拠説明書(1)

令和7年12月24日

東京高等裁判所第12民事部E2係 御中

被控訴人指定代理人

- 内野 綾 
- 佐々木 正 
- 古瀧 孝明 
- 廣戸 麻衣 
- 内城 良 
- 中村 緑 
- 川崎 洋史 
- 山根 直宏 
- 鈴木 剛 
- 関 俊吾 
- 浅野 隆教 
- 村岡 真吾 

略称は、答弁書等の例による。

号 証	標 目 (作成者)		作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙102	「閉居罰受罰者の心得」の制定について (本件センター)	写し	R3. 12. 20	受罰姿勢は、①安座又は正座の姿勢で、背筋を伸ばし、顔は正面を向き、視線はやや下を直視又は黙想し、廊下を通る職員や被収容者を見ないこと、②両手の指は、自然に伸ばし、手は大腿部の上に置き、壁に寄り掛かったり、脚を投げ出すことはしないこと、③身体上の理由により前記①及び②の受罰姿勢がとれない者は、職員に申し出ることが定められていること。
乙103	東京高裁令和7年6月4日判決 (東京高裁)	写し	R7. 6. 4	本件と同様に職員に対する籠絡行為を理由としてカメラ室への収容の違法性が争われ、本判決において原審判決を不当として原審被告(国)の敗訴部分を取り消していること。

乙104	横浜地裁令和6年 10月24日判決 (横浜地裁)	写し	R6. 10. 24	東京高裁令和7年6月4日判決(乙103)の原審判決。本判決において、「刑事施設における遵守事項違反の抑止は、受刑者の処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活の維持のため、極めて重要であり、被控訴人に対する監視はできるだけ間隙のないよう行われる必要があるところ、本件処遇要領は、職員に対する籠絡という重大かつ悪質な規律違反行為をしたことを理由として定められており、被控訴人の居室における動静を相当程度長期間にわたり継続的かつ綿密に観察し得る状況とする必要があった等の事情から、カメラ付きの居室に収容する必要があると刑務所長が判断したことは、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用したものとは認められない」と判示していること。
------	--------------------------------	----	------------	---